

香川県公立高等学校入学者選抜の在り方について

(第一次報告)

平成16年10月5日

香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会

目 次

はじめに	1
1 推薦入学の改善について.....	2
(1) 出願資格について.....	2
(2) 選抜方法の工夫について.....	3
2 面接等の改善について.....	4
(1) 面接について.....	4
(2) 調査書における学習の記録について.....	5
(3) 学校の特色等に関する情報提供について.....	5
3 通学区域の扱いについて.....	6
参考資料	
香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会協議経過.....	7
香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会設置要綱.....	8
香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会委員名簿.....	9

はじめに

国際化、情報化の進展、科学技術の発展、環境問題への関心の高まり、少子高齢社会の到来など社会の状況が大きく変化する中で、これからの時代を生きる人材を育てるため、豊かな人間性をはぐくむとともに、一人一人の個性を生かしてその能力を十分に伸ばす新しい時代の教育の在り方が問われている。

今日、高等学校は、97.5%（平成16年度全国平均）に達する進学率に示されるとおり、正に国民的な教育機関となっている。このような進学率の向上等に伴う生徒の能力・適性や意欲・関心の多様化に対応し、高等学校教育を個性化・多様化することが一層必要となってきた。これに伴い、高等学校入学者選抜制度においても、生徒の多様な能力・適性、意欲、努力の成果や活動経験などを様々な観点から評価していく必要があり、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化を一層進めていくことが求められている。

本県においては、推薦入学において適性検査や作文を導入したり、いわゆる「一般入試」において学力検査の傾斜配点、入学定員の一部（5%程度）について学力を調査書の学習の記録又は学力検査の成績のいずれかで行ういわゆる「5%規定」を導入するなど、様々な工夫がなされてきた。

本検討委員会は、このような状況を踏まえ、中学生が自らの能力や適性を一層発揮できるとともに、高等学校が自校の特色に応じた生徒を選抜することができるよう、平成16・17年度の2か年にわたり、現行の入学者選抜に関する改善点や将来的な本制度の在り方について検討を行うこととなった。

平成16年6月30日の設置以来4回にわたり、平成17年度入学者選抜に関する改善点を中心に審議を行い、成案を得たので、ここに報告するものである。

1 推薦入学の改善について

高等学校入学者選抜については、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化の観点に立った改善を一層進めていくことが求められている。その際、各高等学校においては、「いかに自校にふさわしい者を選抜するか」という視点とともに、「多様な能力・適性や意欲・関心を持つ生徒が、いかに自分に合った進路を的確に選択できるようにするか」という視点を重視することも求められている。

推薦入学は、学力検査では評価できない生徒の多様な個性や能力・適性、意欲、努力の成果や活動経験などについての優れた面を評価することが大切であり、多様な能力・適性や意欲・関心を持つ生徒が、主体的に自己の進路を的確に選択できるという点で意義がある。

本県の公立高等学校における推薦入学は、昭和53年度入学者選抜において農業経営高校に導入されて以来、専門学科を中心に拡充が図られた。平成元年度からは、普通科の特色ある類型（以下、「類型」という。）において導入され、平成7年度にはすべての職業学科で実施され、その後、平成12年度には、類型以外の普通科にも導入された。平成16年度には公立高校35校のうち26校で推薦入学が実施され、その入学人員は938名以内であり、全体の定員（全日制課程）の12.6%となっている。

このように、推薦入学が実施されて以来、その目的に沿った制度の運用がなされ、多くの生徒が能力・適性や意欲・関心を生かし目的意識を持って高等学校に進学するとともに、各高等学校においては、特色ある学校づくりが進められてきた。

しかしながら、推薦入学の一層の改善を図るため、学校関係者などから出願資格や選抜方法などについての指摘があり、推薦入学の改善について検討を行った。

(1) 出願資格について

現状と課題

推薦入学における出願資格は、現在、次のとおり、1から4のすべての志願者に共通の要件と、5の各高等学校が独自に定める要件とに分けて示されている。

- 1．平成16年3月、香川県内の中学校を卒業する見込みのある者
- 2．当該学科・類型に関する適性及び興味・関心があり、志願する動機・理由が明確かつ適切である者
- 3．合格した場合は、入学する意思が確実であると認められる者
- 4．人物がすぐれ、中学校での学習状況が良好である者
- 5．推薦入学を実施する各高等学校が定める次表の出願資格を満たす者

（表略）

（平成16年度香川県公立高等学校入学者選抜実施細目より抜粋）

出願資格の一部を各高等学校が独自に定めることについては、特色ある入学者選抜を一層進める観点から、平成14年度入学者選抜に導入されたが、いくつかの高等学校が同じ出願資格であったり、同じ高等学校の複数の学科において出願資格が同じであるなど、学校・学科・類型の特色が十分には反映されていない出願資格も見られる。特に、普通科においては、推薦にふさわしい生徒の適性などの出願資格をより明確にする必要があるとの指摘もある。

改善の方向性

出願資格については、学校・学科・類型の特色を反映し、中学生やその保護者等に対して分かりやすい出願資格になるよう各高等学校が工夫することが望まれる。特に、普通科の出願資格について一層の工夫が望まれる。また、複数の学科・類型を持つ高等学校においては、学科・類型ごとにその学科・類型の特色をより反映した出願資格となるよう工夫することが望ましい。

(2) 選抜方法の工夫について

現状と課題

現行の推薦入学の選抜においては、学校・学科・類型の特色に応じて「面接」、「適性検査」、「作文」、「自己表現を伴う面接」のうち、一種類から三種類を実施し、これらの結果と調査書等を総合して行われている。

面接、適性検査、作文については、調査書だけでは十分に測ることができない志願者の意欲、目的意識、能力、適性等をより適切に見極めることのできる工夫を講じる必要があるとの指摘がある。

改善の方向性

面接、適性検査、作文については、志願者の当該学校・学科・類型に関する興味・関心、意欲などを十分に評価するという観点や、各高等学校が学校・学科・類型の特色にふさわしい生徒を選抜し、学校の特色づくりや活性化を図るという観点から、一層工夫することが望まれる。

面接については、志願者が前もって志願先に提出する志願理由書に記載されている志願理由を、更に詳しく聞き取ることなどを学校の判断で実施することも検討されてよい。なお、実施にあたっては、志願者によって質問事項が変わってくる可能性が考えられるため、評価の客観性や公平性に留意する必要がある。

適性検査については、学校・学科・類型の特色に応じ、必要な適性検査を導入することやその内容について一層工夫することが望ましい。

作文については、学校・学科・類型の特色に応じ、例えば、社会の動きや日常生活に関連の深い事象についての文章や図表などの資料をもとに、その内容について説明させたり、考えを述べさせるなどの工夫も考えられる。

2 面接等の改善について

(1) 面接について

現状と課題

面接は、推薦入学、一般入試、第2次募集、別日程募集のすべての入学者選抜において志願者全員に実施されている。その評価については、選抜の方法や評価の尺度をできるだけ多様で多元的なものとし、全人的な評価を重視して選抜を行う観点から、志願者の長所が特に顕著に認められる場合、これを評価することとしている。

しかしながら、面接の方法、面接時間、質問内容等についての公平性や客観性に重点が置かれすぎ、生徒の長所や特性を十分に見ることが難しくなっているのではないかとの指摘がある。

改善の方向性

面接において、生徒の能力・適性、興味・関心、意欲等を一層ていねいに評価する観点から、質問事項については、各高等学校の特色に応じ、例えば、「特定の教科の学習への取組の様子」や「各学校が取組む特色ある教育活動に関する志願者のこれまでの経験や考え方」を聞き取ることなどの工夫が望まれる。

(2) 調査書における学習の記録について

現状と課題

本県の入学者選抜における学力の判定にあたっては、原則として調査書の学習の記録と学力検査の成績を同等に取り扱うこととなっている。調査書の学習の記録には平成15年度入学者選抜から目標に準拠した評価(いわゆる「絶対評価」以下、絶対評価という。)を用いており、平成17年度には1学年から3学年まですべての教科の評定が絶対評価での記載となる。絶対評価の導入以来、中学校においては、絶対評価の客観性や公平性を確保するために、評価規準や評価方法等について研究がなされている。

一方、絶対評価は導入されて間もないことや人数配分表という基準がないことから、中学校間で差があるのではないかと、客観性や公平性が確保できるのか、という問題点があるとの指摘もある。

改善の方向性

これまで中学校において、絶対評価による評定が適切なものとなるよう研究が重ねられているが、絶対評価による評価の客観性や公平性を一層確保するために、今後とも評価の在り方について研究していくことが求められる。

(3) 学校の特徴等に関する情報提供について

現状と課題

中学生が自分の興味・関心等に応じた高等学校を的確に選択できるようにするためには、各高等学校が校風や教育内容、入学者選抜方法等についての情報を中学校や生徒・保護者に積極的に提供することが重要である。現在、県内すべての高等学校の特色や教育内容等を紹介する冊子「香川の高等学校」が中学校3年生全員に配布されている。また、各高等学校がホームページにおいて学校の様子等を紹介したり、中学生を対象とした高等学校への体験入学を実施しているほか、中学校において高等学校の説明会等も実施されている。

しかしながら、なお中学生や保護者にとって高等学校の様子が十分には伝わっていないとの指摘もある。

改善の方向性

各高等学校において、自校のホームページを一層充実させ、自校の求める生徒像等について情報提供していくことも検討されてよい。

3 通学区域の扱いについて

本県の県立高等学校の通学区域については、昭和38年度入学者選抜以降全日制の普通科（昭和43年度以降は理数科も含む。）について、全県を2学区としているが、志願者の住所が綾上町、綾南町、国分寺町、綾歌町の4町にある場合は、第1学区の普通科及び理数科にも出願することができるようになっている。近年、全国的に市町村合併が進む中、本県においても現在の学区をまたがる市町村合併が検討されており、今後の学区の扱いについて検討する必要がある。

しかしながら、通学区域の変更は、中学生の進路選択に重大な影響を及ぼすものであることから、市町村合併があっても当面は現行の通学区域を維持することが適当であると考え。なお、当面の期間としては、少なくとも現在の中学校2年生が受験する平成18年度入学者選抜までの間が適当であると考え。

香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会協議経過

第1回会議（平成16年6月30日（水））

委員長・副委員長の選任

委員会の公開、非公開について

公立高等学校入学者選抜制度及び選抜方法の経緯と概要

第2回会議（平成16年7月29日（木））

推薦入学について

第3回会議（平成16年8月31日（火））

平成17年度香川県公立高等学校入学者選抜方法の改善等について

第4回会議（平成16年9月28日（火））

第一次報告（案）について

香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本県の公立高等学校入学者選抜制度の改善について検討するため、香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、本県の公立高等学校入学者選抜制度に関する諸問題について調査・検討し、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、教育長が委嘱する16人以内の委員をもって組織する。

2 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長を各1名置く。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、香川県教育委員会事務局高校教育課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱において定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年6月30日から施行する。

2 この要綱は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会委員名簿

印 委員長 印 副委員長
五十音順

泉川 誉夫	四国新聞社編集局次長
浮田 清市	香川県市町教育委員会連絡協議会教育長部会長
北山 正道	香川県中学校長会事務局長
楠本香久子	香川県P T A連絡協議会
児玉令江子	香川県P T A連絡協議会理事
下平 明美	臨床心理士
十河 秀雄	香川県高等学校長協会教育課題委員会委員長
高田 千浪	香川県高等学校P T A連合会副会長
東条 正幸	香川県高等学校長協会会長
豊嶋 知温	香川県高等学校長協会普通部会長
長尾 順二	香川県町教育長会長
松浦 孝仁	香川県P T A連絡協議会長
妻鳥 敏彦	香川大学名誉教授
山下 祐一	香川県中学校長会長
吉岡 和子	香川県商工会議所女性会連合会長
渡邊 公文	香川県中学校長会副会長、進路対策部会長